

○大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金交付要綱

令和2年6月19日

2こ保発第10923号

改正 令和3年6月16日 3こ保発第11202号

令和4年3月31日 3こ保発第16002号

令和4年6月16日 4こ保発第11450号

令和5年7月25日 5こ保発第11595号

令和7年3月17日 6こ保発第16240号

(目的)

第1条 この要綱は、併設型定期利用保育事業を利用する児童の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減することで定期利用保育事業の利用を促進し、待機児童の解消を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 併設型定期利用保育事業 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（以下、「都実施要綱」という。）第3第2項に定める事業のうち、同項第2号ア、イ及びウに規定する施設で実施する定期利用保育事業をいう。
- (2) 補助対象事業 都実施要綱第4第1項に規定する届出を行った併設型定期利用保育事業をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2に規定する特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けた認可外保育施設が提供する定期利用保育事業を除く。
- (3) 補助対象児童 併設型定期利用保育事業を利用した満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども
- (4) 保護者 補助対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者
- (5) 保護者負担額 補助対象児童が併設型定期利用保育事業の提供を受けた対価として、当該事業実施者に支払う保育料と食材料費からなる利用料
- (6) 施設等利用費 大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付要綱（平成17年3月31日付けこ保第2665号）第2条第1項第7号に規定する施設等利用費をいう。
- (7) 第1子 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子ともであると区が認めるものをいう。
- (8) 第2子以降 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子ともから数えて2人目以降の子ともであると区が認めるものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす補助対象児童の保護者とする。

- (1) 補助対象児童とともに、大田区に住民登録を有していること。
- (2) 保護者負担額を滞納していないこと。

2 次に掲げる児童は、補助対象児童から除く。

- (1) 法第20条に規定する認定を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している児童
- (2) 緊急1歳児受入事業実施要綱（平成30年3月30日付け29福保子保第5924号）に規定する緊急1歳児受入事業を利用している児童
- (3) 併設型定期利用保育事業を法第30条の11に規定する特定子ども・子育て支援として提供を受け、施設等利用費の支給対象となる児童

(補助金額)

第4条 補助金額は、保護者負担額から第2条第6号の要綱による認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の支給額を控除した額とする。ただし、次表の金額から同補助金の支給額を控除した額を上限とする。

算定基準課税額	補助上限金額（月額）	
	第1子	第2子以降
生活保護世帯 里親世帯 区市町村民税非課税世帯	67,000円	67,000円
区市町村民税均等割額のみ課税世帯	40,000円	
区市町村民税所得割課税額 128,000円未満世帯	32,000円	
区市町村民税所得割課税額 128,000円以上263,200円未満世帯	25,000円	
区市町村民税所得割課税額 263,200円以上500,000円未満世帯	13,000円	
区市町村民税所得割課税額 500,000円以上世帯		

- 2 前項の場合において、当該年度4月分から8月分までの算定基準課税額は前年度分のものとし、当該年度9月分から3月分までの算定基準課税額は現年度のものとする。
- 3 第1項の算定基準課税額は、補助対象児童の父母の合算額とする。ただし、父母が不存在等の場合は、当該児童を監護する祖父母等の合算額とする。
- 4 交付対象月の途中において、転入又は転出がある場合は、第1項に定める補助上限金額にその月の住民登録日数をその月の日数で除した割合を乗じた額（小数点以下の端数切り捨て）を補助上限金額とする。ただし、次項及び第6項に定める場合はこの限りでない。
- 5 月の途中において、転入があり、転入月末日分まで前住所地から同様の補助金等の交付を受けている場合は、当該月は交付対象としない。
- 6 月の途中において、転出があり、転出日から転出月末日までの期間に、転出先住所地から同様の補助金等の交付を受けられない場合は、当該月の補助上限金額は第4項の計算を行わないこととする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、保護者が所得の申告を行っていない、必要な税資料が提出されない等のため、世帯の課税額が判明しない場合は、補助を行わない。ただし、申告の義務がない者であって区が保有する公簿等により課税額が確認できる場合又は課税額の推定ができる場合は、この限りでない。
- 8 第1項に規定する「区市町村民税均等割額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「区市町村民税所得割課税額」（以下「所得割額」という。）とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、同法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割又は均等割から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割額の税率が大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割額は、1月1日現在において大田区に住所を有していたものとして計算する。
- 10 前2項の所得割額を計算する場合の税額控除については、地方税法第314条の6の規定のみ適用するものとする。
（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、同一保育施設等に前年度から引続き在園する場合であっても、毎年度行わなければならない。

3 当該年度の申請書は、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、申請期限が大田区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する区の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い区の休日でない日を申請期限とする。

（調査等）

第6条 区長は、前条の申請を受理するに当たって、保護者に対し、補助金交付のための審査に必要な書類の提出を求めること（以下「調査」という。）ができる。

2 区長は、前項の調査に当たっては、区が保有する公簿等により確認するものとする。

3 区長は、第1項の調査に当たっては、第4条第2項に規定する年度の税額を区が保有する公簿等により確認できない場合、当該年度の区市町村民税課税情報の提出を求めるものとする。

4 区長は、保護者負担額の支払に関することを、児童が利用した併設型定期利用保育事業を行う者に確認することができる。

（交付決定）

第7条 区長は、第5条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に対して大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

2 区長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 区長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定した場合は、大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

（変更届）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、第5条の申請内容に変更が生じた場合は、区長が別に定める日までに大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金変更届（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、大田区会計事務規則（平成8年規則第46号）第75条に規定する口座振替により支払うものとし、4月分から6月分までを8月末日までに、7月分から9月分までを11月末日までに、10月分から12月分までを翌年2月末日までに、1月分から3月分までを5月末日までに交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により補助金の交付決定の取消しができるものとする。

（1）虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部につき支払を停止し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第12条 交付決定者は、第10条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消され、前条の規定によりその返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

5 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第5条の規定により申請書を提出した者については、同日後もなおその効力を有する。

付 則（3こ保発第11202号令和3年6月16日部長決定）

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和3年3月分までの交付については、改正前の規定を適用する。

付 則（3こ保発第16002号令和4年3月31日部長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4こ保発第11450号令和4年6月16日部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則（5こ保発第11595号令和5年7月25日区長決定）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和5年10月分からの交付について適用し、令和5年9月分までの交付については、なお従前の例による。

付 則（6こ保発第16240号令和7年3月17日部長決定）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第5条の規定により申請書を提出した者については、同日後もなおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第10条関係）